府令

○内閣府令第三十六号

保険業法（平成七年法律第百五号）第九十七条の二第一項及び第百二条第一項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）並びに第百二十七条第一項第八号の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年四月十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条　削除

第四十八条の三第一項第一号中「総資産」の下に「（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ(6)において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。）」を、「その他有価証券」の下に「（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「積立勘定資産」を「当該積立勘定に属するものとして経理された資産（次項第二号において「積立勘定資産」という。）」に改め、同項第二号イ中「総額」の下に「（その他有価証券にあっては、貸借対照表計上額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この号及び第四十八条の五第二項において同じ。）」に百分の十」を「総資産の額（その他有価証券にあっては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この号及び第四十八条の五第二項において同じ。）に百分の十」に、「この条及び第四十八条の五」を「この号及び第四十八条の五第二項」に改め、同項第二号イ中「総額」の下に「（その他有価証券にあっては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この号において同じ。）」を加える。

第四十九条及び第五十条中「、第四十八条、第四十八条の三」を「、第四十八条の三」に改める。

第五十五条第一項第一号中「及び住所」を削る。

第八十五条第一項第三号を次のように改める。

三　削除

第九十二条第二項中「第四十八条第一項及び第三項、第四十八条の三第一項並びに第四十八条の五第一項」を「第四十八条の三第一項及び第四十八条の五第一項」に改め、「第百四十条第一項及び第三項並びに」及び「、第百四十条」を削る。

第百五条の八第二項中「第四十八条第一項及び第三項、第四十八条の三第一項並びに第四十八条の五第一項」を「第四十八条の三第一項及び第四十八条の五第一項」に改める。

第百四十条を次のように改める。

第百四十条　削除

第百四十条の三第一項第一号中「総資産」の下に「（特別勘定又は積立勘定を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号において同じ。）」を加え、同項第二号中「積立勘定資産」を「当該積立勘定に属するものとして経理された資産（次項第二号において「積立勘定資産」という。）」に、「前号に掲げる資産」を「前号イからヘまでに掲げる資産の額」に改め、同条第二項第一号イ中「総資産の額に百分の十」を「総資産の額（その他有価証券にあっては、貸借対照表計上額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この号において同じ。）に百分の十」に改め、同項第二号イ中「総額」の下に「（その他有価証券にあっては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この号において同じ。）」を加える。

第百六十条中「、第四十八条、第四十八条の三」を「、第四十八条の三」に、「、第百四十条及び」を「及び」に改める。

第二百四十六条第一項第四号の二中「第四十八条第二項及び第三項ただし書、第四十八条の三第二項ただし書並びに」を「第四十八条の三第二項ただし書及び」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省令

○総務省令第四十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月十八日

総務大臣　川端　達夫

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「過疎地域集落整備事業費補助金」を削り、「過疎地域等自立活性化推進交付金」を「過疎地域等自立活性化推進交付金（定住自立圏等民間投資促進交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金）」に改め、「情報通信人材研修事業費補助金」を「情報通信人材研修事業費補助金（地域情報通信技術利活用推進交付金、地域情報通信技術人材育成・活用事業交付金）」に改め、「情報通信技術開発支援事業費補助金」、「地域情報通信基盤整備推進交付金」、「沖縄北部特別振興対策事業費補助金」、「電波遮へい対策事業費等補助金」、「情報通信格差是正事業費補助」及び「防災情報通信設備整備事業交付金」を削る。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年度に取得した財産からこれを適用し、平成二十三年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

訓令

○内閣府訓令第九号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表沖縄政策担当の項3中「同法」を「同法第105条の3第2項の交付金（同法第105条の2第2項第1号に規定する事業又は事務の実施に要する経費に充てるものに限る。）の交付並びに同法」に改め、同項4中「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に、「の返還」を「跡地の有効かつ適切な利用の推進」に改める。

附　則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○内閣府訓令第十三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済社会システム担当の項中8を9とし、7の次に次のように加える。

8　市民活動の促進に関すること。

別表経済財政分析担当の項中12を13とし、11を12とし、10を11とし、9の次に次のように加える。

10　都市安全確保計画策定事業に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十四年四月六日から施行する。